

2026年2月24日

各 位

会 社 名：株式会社ゼンショーホールディングス
代表者名：代表取締役社長兼CEO 小川 洋平
(コード番号 7550 プライム市場)
問合せ先：最高財務責任者 執行役員 グループ経本部長
丹羽 清彦
(TEL 03-6833-1600)

劣後特約付ローンによる資金調達のお知らせ

当社は、本日、2021年2月に実行した劣後特約付ローン（以下、「既存劣後ローン」といいます。）100億円の借り換えを主な目的として、100億円の新規劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」といいます。）の借入契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの目的・意義

当社は「食を通じて、人類社会の安定と発展に責任をおい、世界から飢餓と貧困を撲滅する」を企業理念として掲げています。この企業理念を実現するため、当社は原料から消費の終了まですべてのプロセスに責任をおう全地球規模の卓越したマス・マーチャンダイジング・システム（以下、「MMD」といいます。）の構築を目指しています。

今般、「フード業世界一」を目指し、成長を加速していくために、中期経営計画を策定し、グローバルな店舗展開の加速、DX・AIを活用した技術革新及びグローバル MMD の深化を重点施策として定めております。このような状況の下、これらの成長を実現するための資金確保および継続的な財務基盤強化を図り、本劣後ローンによる資金調達を行うことといたしました。

本劣後ローンは、資本と負債の中間的な性質を持ち、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の返済期限、倒産手続き等における劣後性など、資本に類似した性質および特長を有しています。そのため、株式会社日本格付研究所から資金調達額に対して50%の資本性の認定を受ける見込みであり、株式の希薄化なしに実質的な財務体質の強化に寄与します。

■本劣後ローンの概要

(1) 借入先	株式会社横浜銀行他
(2) 調達金額	100 億円
(3) 契約締結日	2026 年 2 月 24 日
(4) 借入実行日	2026 年 2 月 27 日
(5) 弁済期日	2061 年 2 月末日 ただし、2031 年 2 月に到来する利払日およびそれ以降の各利払日において元本の全部または一部を期限前弁済することができます。(以下、「利払日期限前弁済」といいます。)
(6) 資金使途	既存劣後ローンの返済資金
(7) 適用利率	借入実行日から 2031 年 2 月 27 日までは基準固定金利に当初スプレッドを加算した固定金利 2031 年 2 月 28 日以降は基準変動金利に当初スプレッドから 1.00%ステップアップしたスプレッドを加算した変動金利
(8) 借換制限条項	<p>金銭消費貸借契約上の定めはありません。ただし、当社は、期限前弁済日以前 12 ヶ月間に普通株式または本劣後ローンと同等の資本性を有するものと格付機関から認められた証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本劣後ローンの期限前弁済を行わないことを意図しています。</p> <p>なお、利払日期限前弁済時において、以下のいずれの要件も充足している場合には、上記の資金調達を見送る可能性があります。</p> <p>① 利払日期限前弁済を行う時点で当社より公表されている最新の連結貸借対照表に基づいて計算される調整後連結デット・エクイティ・レシオ(注 1)が 1.63 倍を下回る場合</p> <p>② 利払日期限前弁済を行う時点で当社より公表されている最新の連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本金額が、2025 年 9 月末における連結株主資本金額から A 種優先株式の払込金額を控除した金額と比較して 50 億円以上増加している場合(注 2)</p> <p>(注 1)「調整後連結デット・エクイティ・レシオ」とは、連結貸借対照表に記載された有利子負債(リース債務は含まない。)から本劣後ローンの期限前弁済実施後に残存する劣後債務の評価性資本相当額を引いたものを、連結貸借対照表に記載された連結株主資本の金額に本劣後ローンの期限前弁済実施後に残存する劣後債務の評価性資本相当額を加算したもので除した値をいう。なお、本劣後ローンの期限前弁済を行う時点で発行済優先株式が存在する場合、当該優先株式の払込金額から評価性資本相当額を減じた金額を上記計算の分母から控除し分子に加算する。</p> <p>(注 2) 本劣後ローンの期限前弁済を行う時点で発行済優先株式が存在する場合、当該優先株式払込金額を控除した上で連結株主資本金額を算出するものとする。</p>
(9) 利息の任意停止	当社は、その裁量により、本劣後ローンの利息の全部または一部の支払いを繰り延べることができます。繰り延べられた利息は累積いたします。
(10) 劣後特約	本劣後ローンは、清算手続、破産手続、会社更生手続および民事再生手続またはこれらに準ずる外国における手続において劣後性を有します。 本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されません。
(11) 格付機関による資本性評価	資本性「中・50%」を取得予定(株式会社日本格付研究所)

以上